

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）の縦覧について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第19条第1項により、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下、「地域計画」という。)を定めるので、同法同条第7項の規定に基づき、当該地域計画の案を、令和7年3月4日から宝塚市産業文化部農の魅力創造課において2週間(令和7年3月17日まで)の縦覧に供する。

なお、当該地域計画の利害関係人は、上記の縦覧期間中に、当該地域計画の案について、意見書を提出することができる。

意見書の提出先等

(1) 提出先 宝塚市産業文化部農の魅力創造課

(2) 受付方法及び受付期間

郵送による提出のみの受付とし、縦覧最終日の消印のあるものまでを有効とする。FAX、電子メール、電話、持参等、郵送以外の方法による意見は受け付けない。

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所2F 農の魅力創造課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア) 意見書は、地域計画案に対する意見以外は提出できない。

イ) 意見書には、個人の場合は、住所、氏名、年齢、職業を、法人の場合は、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

ウ) 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ) 提出のあった意見には個別の回答はせず、地域計画の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公表する。

令和7年(2025年)3月4日

宝塚市長 山崎晴恵